

- |          |  |
|----------|--|
| 1 制定する条例 | 三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）      |
| 2 省令     | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号） |
| 3 根拠法令   | 介護保険法第59条第1項、第115条の22第2項、第115条の24第1項及び第2項                                  |

省令対照表

町条例（案）目次		目次（規定項目）	独自基準	基準の 類型	省令	
第1章 総則	第1条	趣旨	無し	参酌	【第1条】	
第2章 基本方針	第2条	基本方針	無し	従う	【第1条の2】	
	第3条	暴力団の排除	有り	—	規定無し	
	第4条	指定介護予防支援事業者の指定に関する基準	無し	従う	法第115条の22第3項	
第3章 人員に関する基準	第5条	従業者の員数	無し	従う	【第2条】	
	第6条	管理者	無し	従う	【第3条】	
	第7条	内容及び手続の説明及び同意	無し	従う	【第4条】	
	第8条	提供拒否の禁止	無し	従う	【第5条】	
	第9条	サービス提供困難時の対応	無し	参酌	【第6条】	
	第10条	受給資格等の確認	無し	参酌	【第7条】	
	第11条	要支援認定の申請に係る援助	無し	参酌	【第8条】	
	第12条	身分を証する書類の携行	無し	参酌	【第9条】	
	第13条	利用料等の受領	無し	参酌	【第10条】	
	第14条	保険給付の請求のための証明書の交付	無し	参酌	【第11条】	
	第15条	指定介護予防支援の業務の委託	無し	参酌	【第12条】	
	第16条	法定代理受領サービスに係る報告	無し	参酌	【第13条】	
	第17条	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	無し	参酌	【第14条】	
	第18条	利用者に関する町への通知	無し	参酌	【第15条】	
	第4章 運営に関する基準	第19条	管理者の責務	無し	参酌	【第16条】
		第20条	運営規程	無し	参酌	【第17条】
		第21条	勤務体制の確保	無し	参酌	【第18条】
		第22条	設備及び備品等	無し	参酌	【第19条】
第23条		従業者の健康管理	無し	参酌	【第20条】	
第24条		掲示	無し	参酌	【第21条】	
第25条		秘密保持	無し	従う	【第22条】	
第26条		広告	無し	参酌	【第23条】	
第27条		介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	無し	参酌	【第24条】	
第28条		苦情処理	無し	参酌	【第25条】	
第29条		事故発生時の対応	無し	従う	【第26条】	
第30条		会計の区分	無し	参酌	【第27条】	
第31条		記録の整備	無し	参酌	【第28条】	
第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第32条	指定介護予防支援の基本取扱方針	無し	参酌	【第29条】	
	第33条	指定介護予防支援の具体的取扱方針	無し	参酌	【第30条】	
	第34条	介護予防支援の提供に当たっての留意点	無し	参酌	【第31条】	
第6章 基準該当介護予防支援に関する基準	第35条	準用	無し	参酌	【第32条】	